

昭和58年度（問 題）

次のA，B，Cのうちいずれか一つを選んで解答せよ。

A （4問中3問選択）

1. 告知義務および告知義務違反に関するつぎの命題の当否について簡潔に論述せよ。
 - (1) 保険者は保険契約者に対して告知義務の履行を強制することができ、保険契約者がこれを履行しない場合には損害賠償を請求することができる。
 - (2) 告知義務違反があっても保険契約は無効にならない。
 - (3) 告知義務違反成立の主観的要件である契約者または被保険者の悪意とは保険者から保険金を詐取しようとする意図を指す。
 - (4) 保険者と雇傭関係にある診査医に対する告知は保険者に対する告知とみなされるが、雇傭関係のない診査医に対する告知は保険者に対する告知とはみなされない。
 - (5) 被保険者の職業に関する事項は告知すべき重要事項とはならない。
2. 生命保険会社の「保険料および責任準備金算出方法書」について述べよ。
3. 保険募集の取締に関する法律において、生命保険募集人の違法行為にはどのようなものがあるかについて述べ、更にこれに対する大蔵大臣の取り得る措置およびそのさいの手続きについて述べよ。
4. つぎの各項につき説明せよ。
 - (1) 生命保険契約の申込の撤回（クーリング・オフ）
 - (2) 他人の生命の保険契約において被保険者の同意を要する場合

B (4問中3問選択)

1. 次の文章は信託の受託者について述べたものである。空所の番号ごとにあてはまる言葉を補充せよ。

- (1) 受託者は信託財産の① をなす能力を有しなればならず② 禁治産者、準禁治産者及び③ は受託者となることが出来ない。
- (2) 法人は、その④ に於て信託の引受をすることが出来るが、営業として引受ける場合は、⑤ の適用を受ける。
- (3) 受託者は、⑥ の定めるところに従って信託財産の⑦ をしなければならない。
- (4) 受託者は、⑧ を以っても信託の利益を享受できない。
但し、⑨ であるときは、信託の利益を享受できる。
- (5) 受託者は、信託の本旨に従って、⑩ を以って信託事務を処理しなければならない。
- (6) 受託者は、信託財産を取得して⑪ としてはならない。又、信託財産について⑫ してはならない。
- (7) 受託者は、自ら⑬ を処理しなければならない。
- (8) 受託者は、信託財産を⑭ 及び⑮ と分別して管理することが必要である。
- (9) 受託者は、⑯ によって信託財産に損失を生ぜしめたとき、又は、信託の本旨に反して⑰ したときは、委託者、その相続人、受益者及び他の受託者からの請求によって損失の填補又は信託財産の復旧をしなければならない。
- (10) 受託者が、受益者に対して負担する債務は⑱ の限度に於てのみ履行の責任がある。
- (11) 受託者数人あるときは、信託財産は、その⑲ となる。このとき、受益者に対して負担する債務及び信託事務の処理につき負担する債務は、受託者の⑳ となる。

2. 適格退職年金契約として承認されるための法人税法施行令に定める適格要件を掲げよ。
3. 厚生年金基金連合会について、その設立、事業及び信託契約、保険契約について述べよ。
4. 適格退職年金制度及び厚生年金基金制度それぞれの税法上の取扱いを下記の点につき比較説明せよ。

- (1) 掛金
(2) 積立金
(3) 資産運用収益
(4) 給付金

C (4問中3問選択)

1. 損害保険契約における被保険利益に関し、その意義、要件および種類について述べよ。
2. 重複保険における保険金支払いの分担方法に関する次の用語につき、それぞれ簡潔に説明せよ。
 - (1) 比例分担主義
 - (2) 優先主義
 - (3) 独立責任額按分主義
3. 損害保険事業においては保険者の共同行為に対して独占禁止法の適用除外が認められているが、その趣旨、根拠法および範囲について述べよ。
4. 「損害保険料率算出団体に関する法律」において、保険料率の硬直化の弊害を防止するためにどのような配慮がなされているか。保険料率の適正化との関連において述べよ。

昭和58年度（解答例）

A-1 (1)

保険契約者および被保険者は、危険測定上重要事実または重要事項について保険者に告知しなければならない。

通常われわれが契約上の義務というとき、その義務が義務を負う者によって履行されない場合に、相手方はその履行を請求し不履行に対しては損害賠償を請求しうると考えられる。

告知義務はどうであろうか。

保険契約者または被保険者が告知義務を履行しないからといって、保険者が強制的にその履行を迫りまたは不履行に対して損害賠償を請求したりすることができるというわけではない。

保険者は保険契約を解除することができるだけである。

たしかにこの義務を遵守しないと法律的な不利益がともなうが、それは自己の利益をまもるための義務を果たさない結果にほかならないのである。告知義務者からみると、保険者の保険責任を問うための前提として履行すべき負担ないし拘束条件と考えられよう。

A-1 (2)

告知義務違反があった場合でも契約は当然に無効となることなく、保険者はこれを理由としてその契約を解除することができるだけである。

解除は将来に向ってのみその効力を生ずるとされ、保険契約者の保険料支払義務は、この解除によって遡及的に消滅することなく、保険者は解除の時を含む保険料期間までに対する保険料の請求権を失わない。ちなみに、わが商法も、明治44年の改正前は当然無効主義をとっていた。

A-1 (3)

告知義務違反成立の主観的要件である契約者または被保険者の悪意とは、害意とか倫理的・道徳的な悪を意味しない。故意をいうのであって、ある事実の存在およびその重要性ならびにこれを告知すべきことを知りながら黙秘または虚陳することをいう。保険者から保険金を詐取しようとする意図という意味ではない。

A-1(4)

診査医の告知受領権については、保険者との雇傭関係の有無にかかわらず、診査医に対する告知は保険者に対する告知とみなされ、診査医の知または過失による不知は保険者のそれと同一視される。

この点については、学説、判例ともに異論はなく普通保険約款の規定においても告知は書面によるか診査医に対して行なうべきことが明記され且つ単に診査医とだけ書いてあるところからも雇傭関係の有無を問うていないことがわかる。

A-1(5)

告知すべき重要事項とは、保険者が契約の引受けの諾否を判断する際に参考とする保険事故発生の蓋然率に影響ある事項である。

小学校教員、理髪業、普通のデスクワークの会社員、商店員などは危険測定に関係を有しない職業と言えようが、職業の中にも火薬工場の作業員、高層ビルの作業員、石炭・石材採掘従事者などは危険度が高く被保険者の生命の危険測定上重要な職業といえることができる。

従って、職業によっては告知すべき重要事項となる場合がある。

A-2

- (1) 「保険料および責任準備金算出方法書」(以下「算出方法書」という。)は、生命保険事業を営むための免許を主務大臣から受ける際、定款、事業方法書、普通保険約款および財産利用方法書と共に添付する書類となっている。(保険業法第1条)
- (2) 算出方法書に定めた事項を変更しようとするときも、主務大臣の認可を要することになっている。また、主務大臣は、保険会社の業務もしくは財産の状況により、または事情の変更により必要ありと認めるときは、算出方法書の記載事項について変更を命ずることができる。主務大臣は、契約者、被保険者または保険金受取人の利益を保護するため特に必要ありと認めるときは、変更認可の際、現に存する保険契約についても将来に向って、その変更の効力を及ぼすことができる。この場合、保険会社は、命令の定めるところにより、その旨および変更の要旨を公告しなければならない。(保険業法第10条)
- (3) このように、収支相等の原則を充足する保険料算出の方法および保険会社の支払

能力を確保するための責任準備金の算出方法は、契約者保護の観点から特に重要であるとして、主務大臣の認可事項となっている。なお、算出方法書に定めなければならない事項については、生命保険会社はこれを保険計理人に担当させることになっている。(保険業法施行規則第40条第1項)

(4) 算出方法書には、次の事項を規定している。

- ① 予定死亡率、予定高度障害率、予定傷害率および予定入院率、その他予定事故発生率に関する事項
- ② 利益配当付または剰余金配当付の保険種類については、保険契約の脱退残存率に関する事項
- ③ 予定利率に関する事項
- ④ 予定事業費率に関する事項
- ⑤ 解約返戻金の計算に関する事項
- ⑥ 保険料の計算に関する事項
- ⑦ 責任準備金の計算に関する事項
- ⑧ 保険契約に関する利益または剰余金の配当準備金の計算に関する事項
- ⑨ 未収保険料計上の範囲に関する事項
- ⑩ 保険金額、保険種類または保険期間を変更する場合における計算に関する事項
- ⑪ その他保険数理上必要な事項

(保険業法施行規則第13条)

(5) 算出方法書に定める特に重要な事項に違反した場合には、主務大臣は、取締役もしくは監査役の解任もしくは事業の停止を命じまたは事業の免許を取り消すことができる。(保険業法第12条第1項)

A-3

生命保険は無形の商品であり、一般に大衆が自ら進んで加入することはまれである。そこで生命保険事業にあっては、募集行為が不可欠である。しかし、近時のように生命保険会社間の保険契約獲得競争が激化するにつれ、ややもすれば募集行為にも弊害が生じ易くなってきている。

このため、保険募集の取締に関する法律(以下、「募取法」という。)では、保険契

約募集の直接の担い手である生命保険募集人が違法行為をした場合には、大蔵大臣が行政処分を行なうことができる旨を規定されている。

このことに関しては、第20条に規定がある。以下これに沿って述べることとする。

(1) 生命保険募集人の違法行為

生命保険募集人の違法行為については、同条第1項の規定から、「この法律（募集法）又はこの法律に基づいて発する大蔵大臣の命令若しくは他の法令に違反したとき。」とされる。

このうち、募集法における違反行為については、具体的には、次のものが挙げられる。

(a) 保険契約の締結又は募集に関する禁止行為

募集法第16条の規定による次の5つのもの。

- ① 虚偽の説明
- ② 不完全な説明
- ③ 告知義務違反をすすめる行為
- ④ 特別の利益の提供
- ⑤ 契約の乗換行為

(b) 行為の制限

募集法第10条の規定によるいわゆる乗合の禁止についての生命保険募集人の側からみたもので、

- 1人の生命保険募集人は、複数の生命保険会社に所属できない。
- 1人の生命保険募集人は、複数の生命保険会社から募集の委託を受けられない。

が挙げられる。

(2) 大蔵大臣の取り得る措置

大蔵大臣の取り得る措置（行政処分）は、同条第1項の規定により、次のいずれかである。

- (a) 期間を指定して業務の停止を命ずる。
- (b) 登録の取消の処分をする。

(3) 手続き

大蔵大臣は、上記の行政処分をするときには、同条第2項の規定により、次の手続きをしなければならない。

- (a) 大蔵大臣は、あらかじめ当該生命保険募集人にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、大蔵大臣の指定する職員をして聴聞させる。
- (b) 大蔵大臣は、聴聞される者が正当の理由がないのに、出頭を求められた日後1月内に出席しないときは、聴聞を行なわないで行政処分を行なうことができる。
- (c) 大蔵大臣は、上記の手続きにより行政処分を行なった場合においては、遅滞なく、理由を記載した文書をもって、その旨を当該生命保険募集人に通知する。

A-4(1)

生命保険の販売は、保険募集人が保険加入者のところに訪問して勧誘するという方法をとるのが通常である。

訪問販売法や割賦販売法においては、購入者に契約についての意思表示をしてから一定期間、熟慮再考の期間を与え、その期間内に限りその意思表示を取り消すことができる権利を与えている。これがクーリング・オフ制度である。

訪問販売等では、購入者の購入意思の形成においてセールスマンの言辞に左右される面がつよく、購入者の購入意思が不安定なまま契約し、後日紛争が生じやすい。この弊害を除去するための制度である。

訪問販売法、割賦販売法が生命保険の募集に適用されることはないが、生命保険業界はこの制度をとり入れ実施している。その内容は、

第1回保険料相当額払込後7日以内に保険契約者となるべき者が文書をもって申込の撤回の通知を保険者に発信すればその契約はなかったものとされ、第1回保険料相当額は返還される。ただし診査契約で診査医による診査がすでに終わったケース、海外旅行保険の場合、団体保険の場合等についてはクーリング・オフ制度は適用されない。

A-4(2)

他人の生死を保険事故とする生命保険契約を無制限にみとめると、その他人の生死について賭博行為をしたり、故意にその他人の生命に危害を加えたりすることがおこ

るため、なんらかの制限を設ける必要がある。その方法としてわが国では同意主義がとられている。

同意主義はこのような契約にもっとも関係の深い被保険者に異議のないことをもって、このような契約の不当性のないことを推断するという立場に立つものである。

そして、商法上、他人の死亡によって保険金を支払う契約については、その効力発生やこのような契約による権利の処分などに関し、原則として、その他人の同意を要するものとされている。

被保険者の同意を要するのはつぎのような場合である。

(a) 他人の生命の保険のうち、その死亡を保険事故とする場合、すなわち死亡保険および生死混合の場合。純然たる生存保険契約の場合には同意は必要でない。また、他人の死亡により保険金の支払をなす契約の場合でも、その他人自身を保険金受取人とする場合にはその他人の同意は必要でない。このような場合は弊害の余地が比較的すくないと考えられるからである。

もっとも、被保険者を受取人とする場合でも、被保険者本人が死亡して相続人が受取人となり、実質的には他人を受取人とする場合と異らないともいえるから、このような例外をみとめることの当否は問題である。

(b) 被保険者の同意を必要とした契約において、保険金受取人がその権利を他人に譲渡する場合。また被保険者が保険金受取人と同一人の場合、保険金受取人から権利を譲り受けた者が更にこれを他人に譲渡する場合。

(c) 保険契約成立後、保険金受取人を新たに指定しまたは変更する場合。ただし、その指定または変更によって被保険者自身を保険金受取人とする場合は必要ない。

B-1

- (1) ① 管理又は処分
 - ② 未成年者
 - ③ 破産者
- (2) ④ 目的の範囲内
 - ⑤ 信託業法
- (3) ⑥ 信託行為
 - ⑦ 管理又は処分
- (4) ⑧ 何人の名義
 - ⑨ 共同受益者の一人
- (5) ⑩ 善良なる管理者の注意
- (6) ⑪ 自己の固有財産
 - ⑫ 権利を取得
- (7) ⑬ 信託事務
- (8) ⑭ 自己の固有財産
 - ⑮ 他の信託財産
- (9) ⑯ 管理の失当
 - ⑰ 信託財産を処分
- (10) ⑱ 信託財産
- (11) ⑲ 合有
 - ⑳ 連帯債務

B-2

退職した従業員に対し、年金を支給する退職年金制度を設け、それを信託契約、生命保険契約又は生命共済契約として実施する場合において、一定の要件を備え、国税庁の承認を得た契約を適格退職年金契約と言い、税法上の特別な扱いを受けることができる。（本問とは関係ないが特別な扱いとしては、掛金の払込時に損金処理ができること、等がある。）

この一定の要件は、法人税法施行令第159条に1号から12号まで規定され、適格要件

とされている。具体的には、掛金が適正な年金数理に基づくこと、積立金が従業員に最終帰属すること、不当差別を行なわないこと、についての規定が中心である。以下に要約を掲げる。なお、要約における見出しは、便宜的に付したもので適格要件そのものではない。

1. 目的

退職年金（退職年金の受給資格を満たさないため、又は退職年金に代えて支給する一時金を含む）の支給のみを目的とすること。

2. 契約

事業主が使用人を受益者（注）として信託会社（注）に掛金（注）を払込み、信託会社がその受益者の退職について、退職年金を支給することを約した信託契約（注）であること。

（注）契約の種類により受益者、信託会社及び、掛金は次のように言いかえる。以下同じ

| | | |
|------|--------|-----------|
| 信託契約 | 生命保険契約 | 生命共済契約 |
| 受益者 | 保険金受取人 | 共済金受取人 |
| 掛金 | 保険料 | 掛金 |
| 信託会社 | 生命保険会社 | 農業協同組合連合会 |
| 信託財産 | 保険料積立金 | 共済掛金積立金 |

なお当解答は、信託契約の例によっている。

3. 役員等の除外

法人の役員（使用人兼務役員は除く）、事業主個人及び事業主と生計を一にする親族は受益者に含まないものであること。

4. 適正な年金数理

掛金は適正な年金数理に基づいて算定されていること。

- (1) 予定利率は年5パーセント以上であること。
- (2) 予定死亡率、予定昇給率又は予定脱退率は算定の時の現況において合理的に計算されていること。

5. 通常掛金

通常掛金は、定額、給与の一定割合又はこれに類する方法によることをあらかじめ定められているものであること。

6. 過去勤務債務等の掛金

過去勤務債務等の掛金は次のいずれかの方法によることが、あらかじめ定められているものであること。

- イ. 定額（1年当たりの額が過去勤務債務等の100分の20以下であること。）
- ロ. 給与の一定割合（イの金額以下であること）
- ハ. 過去勤務債務等の現在額の一定割合
（1年当たりの額が過去勤務債務等の現在額の100分の30以下であること。）

7. 超過留保額の処分

5年以内の一定期間経過毎に、経過時点の信託財産の価額が留保すべき金額を超える場合に、その超える部分の金額を掛金に充てるか又は事業主に返還するものであること。

8. 要留保額の事業主への返還禁止

留保すべき額から過去勤務債務等の現在額を控除した金額（要留保額と言う）は次の場合を除いて事業主へ返還しないものであること。

- イ. 契約の全部又は一部を解除して厚生年金基金へ移行する場合
- ロ. 受益者が他の適格年金契約の受益者となったため契約の全部又は一部を解除する場合
- ハ. 信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会の間に引受割合の変更があった場合

9. 要留保額の最終帰属

契約の全部又は一部を解除した場合、要留保額は、8のイ～ハを除き、受益者に帰属するものであること。

10. 不当差別の禁止

掛金の額，給付額その他退職年金の受給要件に関し，受益者の特定の者につき不当に差別的な取扱いをしないものであること。

11. 有利貸付，運用指図の制限

事業主は信託会社から契約を条件として有利な条件による貸付その他の利益を受けないものであること。

かつ，信託契約の場合，事業主は，信託財産の運用に関し個別の指図を行なわないものであること。

12. 契約の継続性

契約は相当期間継続するものと認められるものであること。

B-3

厚生年金基金連合会（以下「連合会」という）の設立については，五以上の厚生年金基金（以下「基金」という）が共同して規約をつくり，基金の三分の二以上の同意を得て厚生大臣に認可申請を行うこととする旨，厚生年金保険法に規定されており，厚生大臣の認可を受けたときに成立する。連合会は公法人であり又，全国を通じて一個とされている。現実には昭和42年2月に設立された。

基金が連合会を設立するのは，中途脱退者に係る年金給付の支給を共同して行うためである。基金は中途脱退者に係る年金給付の支給義務を連合会に移転できるとされ，連合会は基金よりの移転申出を拒否できない。

連合会はこの他に次のような事業を行うことができる。一つは，基金の加入員及び加入員であった者の福祉を増進させるため必要な施設をすること，一つは，基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業を行うこと，である。後者については，

- ① 基金の行う事業についての指導及び連絡
- ② 基金に関する教育及び情報の提供
- ③ 基金の行う事業及び年金制度に関する調査及び研究
- ④ 上記のほか，基金の健全な発展を図るために必要な事業

である。

連合会と信託・生保との契約については基金についての規定を準用している。すな

わち、連合会は年金給付に関して基金と同様に信託又は生保と契約を締結しなければならないとされており、厚生年金基金を受託している全ての信託・生保と契約が締結されている。業務の一部を信託・生保に委託することができる点も基金と同様であるが、この点については業務委託は行われていない。

B-4

(1) 掛金

① 事業主負担掛金

適格退職年金制度（以下「適年」という。）及び厚生年金基金制度（以下「調年」という。）のいずれにおいても、通常掛金・特別掛金の双方につき事業主の所得の計算上、損金又は必要経費に算入される。

特別掛金については、適年の場合、年額として定額償却では過去勤務債務等の額の20/100、定率償却では未償却過去勤務債務等の額の30/100を上限としている。

適年については、上記事項等掛金の取扱いが法人税法及びその関係法令に規定されているが、調年については税法上特に規定されていない。しかし事業主負担掛金の損金算入は当然のこととして認められている。特別掛金の上限は厚生省の行政指導により予定償却年数を7年とする償却割合とされている。

なお、適年・調年いずれにおいても事業主負担金はその拠出時において従業員の給与所得とはされない。

② 従業員負担掛金

適年の場合、生命保険料控除が認められるが、年間保険料が100千円超の場合の50千円が控除額の上限であり、従業員が他に生命保険契約を有している場合には実効が少いのに対し、調年の場合には全額について社会保険料控除が認められる。ただし、調年の場合従業員負担掛金は行政指導上公務員水準掛金が限度とされる。

(2) 積立金

適年の場合すべての契約について課税されるが、調年の場合課税厚生年金基金（通常掛金が公務員水準掛金（免除保険料の2.7倍）を超える基金）との契約につ

いて課税される。納税義務者はいずれの場合もこれ等の契約の受託会社であり、課税標準は、それ等の会社の事業年度開始時における当該契約に係る積立金の額のうち、適年においては従業員負担掛金を控除した額であり、調年においては公務員水準掛金を超える掛金に見合う積立金の額である。

なお、税率については両者とも同じである。

(3) 資産運用収益

両者とも非課税である。信託契約については、受益者が特定されている場合は受益者課税、受益者が不特定ないしは未存在の場合委託者課税とする信託課税の原則を適用除外されており、また信託財産の運用によって生ずる収益は受託会社の収入から控除されるので、運用収益については非課税となる。

(4) 給付金

① 退職年金

両者ともみなし給与所得として課税される。

適年の場合課税標準計算上従業員負担掛金に見合う額として下記算式による額が控除されるが、調年の場合は従業員負担掛金があっても控除はない。

$$\left(\text{その年に支給される年金額}\right) \times \frac{\text{従業員負担掛金総額}}{\text{支給（又は見込）年金総額}}$$

また、調年の場合は年令65歳以上で年収1,000万円以下の者について租税特別措置法に基づく老年者年金特別控除が受けられる。

② 退職一時金

両者ともみなし退職所得として課税される。

退職年金と同様に適年の場合は課税標準の計算上従業員負担掛金が控除されるが、調年の場合は控除されない。

③ 遺族年金

適年の場合相続税は課税されるが、所得税は非課税である。

従業員の死亡退職による遺族年金は退職金とみなして相続税が課税される。

この場合事業主負担分従業員負担分は区分されず全額相続財産とみなされる。退職金控除が受けられる。退職後死亡による遺族年金については、契約に基づかない定期金に関する権利としてその全部に相続税が課税される。

なお、調年については遺族年金給付は行えない。

④ 遺族一時金

適年の場合、従業員の死亡退職による遺族一時金は退職金として、退職後死亡による打切一時金は定期金とみなしてそれぞれ相続税が課税されるが、所得税は非課税である。調年の場合は一切非課税である。なおこのことは厚生年金保険法に規定されている。

<被保険利益の意義>

保険契約の対象は、かつては、物それ自身であると考えられたが、近代の保険契約法においては、物についての利益が、保険契約の対象であるとされるようになった。わが商法も保険契約は、金銭に見積ることのできる利益にかぎり、これを以てその目的とすることができるものとし（商法630条）、その利益を保険の目的としている。この利益を被保険利益といている。

被保険利益の概念は、損害保険契約法において、重要な地位を占めている。危険という概念と同様に、「被保険利益なければ保険なし」ということが、一般にいわれているほどであり、損害保険契約法における中心概念であるといってもよいであろう。

被保険利益を説明するのにいろいろな説明の仕方があるが、一般的には、被保険者が損害を受けるおそれのある利益であるとか、損害がなかったならば、当事者が有したであろう利益であるとか、或は、損害の前提である利益であるとかいわれている。しかし最も十分に言い表わしている説明は、被保険利益は、貨財の金銭的価値であるということができる。このような被保険利益は保険事故が発生することによって被保険者が失うところの価値であり、また、保険者が填補することのできるところのものでもある。

<被保険利益たり得るための要件>

或る利益が被保険利益たり得るがためには、次の要件をそなえることを要する。

(1) 適法であることを要する。

公の秩序、善良の風俗に反する事実にもとづく利益は、被保険利益たることを得ない。何となれば、このような利益は、法的保護を加える必要がないからである。従って、まず被保険利益たり得るためには、適法でなければならない。

(2) 経済的であることを要する。

利益が保険せられ得るがためには、その利益が、経済的のものでなければならない。利益の経済性ということは、利益が財産的価値を有し、金銭的に見積ることのできることをいうのである。

(3) 確定し得るものであることを要する。

利益が保険せられ得るがためには、利益が確定したこと、または、すくなくとも

確定し得るものでなければならない。何となれば、利益が確定し得ないならば、損害を確定することもできず、保険者は、填補することができないからである。この確定するのは保険事故が発生する時まで、利益の存在または帰属が、確定し得ることを要するものでなければならない。

<被保険利益の種類>

被保険利益を、それを生ぜしめる関係によって分類すると、次のような種類に分けられる。

(1) 積極的利益

- ① 所有者利益 物の所有者たることによって、生じる被保険利益であり、最も一般的な被保険利益である。建物、家財などの火災保険、船舶・貨物の海上保険などは、所有者利益の保険である。
- ② 収益利益 保険の目的が被災することによって、保険の目的から利益を得られなくなることにより生じる損失の被保険利益である。利益保険などは、この利益を被保険利益としている。
- ③ 担保権者利益 担保物が被災することによって被担保債権の弁済を得られなくなることにより生ずる損失の被保険利益であり、債権保全火災保険などは、この利益を被保険利益としている。

(2) 消極的利益

- ① 責任利益 事故の発生により、被保険者が第三者に対して損害賠償責任を負うことによって被る損失の被保険利益で、賠償責任保険などは、この利益を被保険利益としている。
- ② 費用利益 事故の発生により、特別の費用を支出することによって生ずる損失の被保険利益で、貨物・船舶保険による救助費の担保や、住宅総合保険、店舗総合保険における臨時費用の担保などは、この利益を被保険利益としている。

C-2

重複保険が存在する場合には、被保険者がそれによって二重に利得することのないよう、保険者が保険金を支払うに際してのよって立つ準則がある。以下の3つはその

代表的なものである。

(1) 比例分担主義

これは、元来、重複保険の成立が同時であると異時であるとを問わず、各保険者は、その保険金額の総保険金額に対する割合に応じて損害てん補の責に任ずるものとする主義である。

わが国の商法は、重複保険の成立が同時の場合には、この主義によっている。すなわち、同時に（保険契約の日付が同一のときは、同時と推定される）重複保険が締結されたときには、各保険者はその保険金額の割合により、全体としては保険価額を限度として、それぞれ分担して損害てん補の責に任ずるものとしている（商法第632条）。

(2) 優先主義

この主義は、重複保険を構成する各保険契約の成立時の前後により、損害をてん補する順位を決めるものであり、わが国の商法も、異時重複保険の場合には、これによっている。すなわち、数個の保険契約が時を異にして締結された場合には、前の保険者がまず損害をてん補し、そのてん補額が損害の全部をカバーし切れないうとき、はじめてその不足分について、後の保険者がこれをてん補するものとしている（商法第633条）。

(3) 独立責任額按分主義

わが国の商法の規定は上記のとおりであるが、これと異なる約定をしても、公序良俗に反したりまた関係者の利益を不当に侵害したりすることがなければ、その効力が妨げられることはない。

特に最近では保険商品が多様化し、保険金の支払方法に関する保険約款の規定が複雑多岐にわたっている（たとえば、付保割合条件付実損払特約条項、価額協定保険特約条項、新価保険特約条項など）ので、各種目の保険約款においては、同時重複保険、異時重複保険の区別をしないで、「それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額」（これを独立責任額という）の割合で、各保険者の負担すべき損害額を按分する旨規定されることが多い。これを独立責任額按分主義（方式）という。

(1) 独占禁止法の適用除外が認められる趣旨

損害保険事業においてはその性格上、巨大リスクの引受けを伴うことから、再保険または共同保険の手段によって危険の分散、平均化を図ることが当然要請される。それには、再保険、共同保険の場合を通じて円滑な運営を図るために、損害保険会社間で各種の協定を結ぶなどの共同行為が不可欠である。また、海上保険や航空保険など国際的取引の性格が強い分野では、国際競争上もまた国際的信用維持のためにも、広範囲にわたる共同行為を必要とする。

一方、一般大衆を対象とする分野においても、損害保険は無形の商品であって消費者に理解しにくい面が多いことから、各社ごとに約款や料率体系が異なるときは、引受条件・料率の比較対照が難しく、消費者に無用な混乱を招きやすい。

さらには、損害保険のコストは、保険期間が終了してはじめて確定するという事情があるため、自由料率のもとでは過当競争が生じやすく、保険者の支払能力に破綻をきたして、多数の被保険者に不測の損害を及ぼす恐れもある。

損害保険事業においては、上記のような特殊事情から無制限な競争は諸々の弊害を生む恐れがあるため、保険者の共同行為に対して独占禁止法の適用除外が種々認められている。

(2) 適用除外の根拠法とその範囲

1. 保険業法の規定

保険業法は、損害保険会社が他の損害保険会社と行なう共同行為について、事業の種類により、次の2つのグループに分けて、独占禁止法の適用除外を定めている。

① 全面的に適用除外されるもの

海上保険、航空保険、自賠責保険および地震保険（「地震保険に関する法律」に基づくもの）の各事業に属する取引について、損害保険会社が他の損害保険会社と行なう協定、契約、その他の共同行為（たとえば保険料率協定、代理店手数料協定、再保険協定、損害査定協定など）については、原則として、独占禁止法の規定は適用されない（保険業法第12条の3第1号）。海上保険、航空保険については、これらの保険が国際的な競争場裡にあるため、国内での取

引制限が弊害をもたらす余地が少ないし、また自賠責保険、地震保険については、その公共的性格から、政府の関与の下で統一的取扱いをすることが望ましいからである。

② 部分的に適用除外されるもの

上記①以外の保険事業（たとえば火災保険、傷害保険、自動車保険などの事業）にあつては、その共同保険および共同再保険を行なうに当り、下記の行為に関して行なわれる共同行為についてのみ、独占禁止法の適用が除外されている（保険業法第12条の3第2号）。

- (イ) 保険または再保険の取引に関する数量の決定または制限
- (ロ) 保険約款の内容の決定（保険料率に係るものを除く）
- (ハ) 再保険に関する相手方または手数料の決定または制限

③ 適用除外の例外

上記①および②により独占禁止法の適用除外となるべき行為であっても、不公正な取引方法を用いるとき、相互に事業活動を不当に拘束することにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することになるとき、または一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより保険契約者もしくは被保険者の利益を不当に害することになるときは、例外として独占禁止法の適用を受ける（保険業法第12条の3但書）。

ロ. 損害保険料率算出団体に関する法律の規定

この法律は損害保険会社を構成員とする損害保険料率算出団体の設立を認めており、保険会社および料率団体がこの法律に基づいて行なう正当な行為については、独占禁止法は適用されない。損害保険事業の特質から、公正な保険料率を算出するためには、各保険会社から統計資料を集め、またその専門的な知識、長年の経験等を交換する必要があるからである。

しかしまた他方において、事業者団体という性格を持つこの料率団体が不当に会員会社を拘束し、各社の自由な創意による事業活動を抑制するなど独占禁止法の精神にもとることのないよう、次のような規定が設けられている。

- (イ) 料率団体への加入または脱退は自由である（第6条、第7条）。
- (ロ) 利害関係人は料率算出団体に対し、資料の閲覧を求めることができる（第8

条)。

(イ) 料率団体の算出する保険料率は合理的かつ妥当なものでなければならず、また不当に差別的なものであってはならない(第9条)。

(ロ) 料率団体が算出した料率については大蔵大臣の認可を受けることを要し(第10条)、また会員会社はその料率を遵守しなければならない(第10条の7)。

(ハ) 料率団体は保険料率について利害関係人からの意見の聴取および利害関係人への周知の方法を講じなければならない(第12条)。

C-4

「損害保険料率算出団体に関する法律」は、米国の料率算出団体法の構想にならぬ昭和23年に制定された法律であり、損害保険においては、危険の不確定性、損害発生原因の複雑性等により、保険料率を合理的かつ適正に決定し遵守するうえで保険業者の共同行為が必要とされるところから、保険事業者がこの法律により行なう行為に限り、独禁法および事業者団体法の適用除外とされている。

しかしながら、この法律は、独禁法の理念を尊重し、料率算出団体を排他的・独占的なものとすることなく、全市場における料率の統一が強制されないよう構成されており、また、公正な料率算定が確保されるように次の規定を設けている。

(1) 料率算出団体の設立の自由

2以上の会社は、大蔵大臣の認可を受けて、料率算出団体を設立することができる(料率算出団体法3条1項)。したがって、法律上は、料率算出団体は同一保険種目について常に一つである必要はなく、別個の料率算出団体を設立して保険料率を算出し、大蔵大臣の認可を得て料率上の競争を行なうことができる。

(2) 料率算出団体への加入・脱退の自由

料率算出団体の一つであっても、料率算出団体への加入・脱退は自由であり(料率算出団体法6条、7条)、アウトサイダーになって、保険業法10条1項に基づき主務大臣より保険料率の認可を得れば、料率上の競争を行なうことができる。

(3) 範囲料率・特別保険料率

この二つの制度は、料率算出団体の算出する料率の画一的な拘束性を緩和することを目的としたものである。

① 範囲料率

料率算出団体法2条6項には、この法律による「保険料率」の定義の一部として、標準となるべき料率から上下各10%以内の引上げおよび引下げを認める「範囲料率」を含む旨が定められている。すなわち、標準となる数値の上下各10%の範囲内で会員会社の判断によって適用料率を決定するというものが、料率の範疇として認められ、料率算出団体はこのような料率を定めることもできるとされている。この規定の趣旨は、固定された料率の画一的適用が不適當である場合に、弾力的なレーティングを可能とすることにある。

② 特別保険料率

料率算出団体の会員会社は、料率算出団体法10条の7により料率算出団体が大蔵大臣の認可を受けた料率を遵守する義務があるにもかかわらず、自己の行なう保険事業の事業費率その他保険料率の算出の基礎となる条件に特別の事情があるときは、所属する料率算出団体が大蔵大臣の認可を受けた料率に対し、一定割合の引上げまたは引下げを行なった特別保険料率を使用することができる（料率算出団体法10条の8、1項）。これは、米国のいわゆる deviation の制度にならって設けられたものであり、会員会社が、経費率の高低、顧客層の差異、危険選択の良否、危険平準化の状況等の自社固有の事情により、料率算出団体の算出した料率よりも高い料率または低い料率を用いることが適當である場合に、大蔵大臣の認可を得て一定割合の引上げまたは引下げを行なうことを可能とするものである。

(4) 監督制度および利害関係人保護

料率算出団体の算出した料率については大蔵大臣の認可を要し（料率算出団体法10条1項）、また大蔵大臣は場合により料率の変更命令権をもつ（料率算出団体法10条の6）。大蔵大臣は料率算出団体の業務につき報告徴収権および検査権をもち、これを厳格に監督することができる（料率算出団体法13条）。

利害関係人は料率につき異議を申出ることができ（料率算出団体法10条の2、10条の11第1項）、これに対し大蔵大臣は、公開聴聞などを経て審査のうえ、要すれば料率の再検討ないし変更を命ずる（料率算出団体法10条の5第2項、10条の12第1項）。さらに、利害関係人は料率算出団体に対し料率算出の基礎資料の閲覧を求

めることができる（料率算出団体法8条）。また料率算出団体は、認可申請した料率を公告するなど、利害関係人への周知をはかりまたその意見を聞く方法を講じなければならない（料率算出団体法12条，昭和27年1月22日大蔵省令第2号3条以下）。

<付記>

なお，保険審議会56年答申では，基本的に価格競争を通じて消費者に利益を還元すべきだとし，競争原理の導入のための条件整備を課題の第一にしている。現行算定会制度のもとでの料率の適正化の課題としては，次の三つが指摘されている。

- ① 厳正な料率検証とそれに基づく迅速な料率調整の実行
- ② 料率算定方法の合理化
- ③ 料率算定会の中立性と独立性の確保

法規 Laws & Regulations

- I 被保険者の自殺の場合の保険金支払免責について論述せよ。

Describe the exclusion of death payment in the event of the insured's suicide.

- II 「他人の生命の保険契約」と「他人のためにする保険契約」について、それぞれ説明せよ。

Explain ⁽¹⁾ an insurance contract on the life of a third person and ⁽²⁾ one for the benefit of a third person.